

津市就学援助費支給要綱

平成 18 年 3 月 30 日教育委員会訓第 13 号

改正 平成 20 年 5 月 27 日教育委員会訓第 46 号

平成 21 年 4 月 17 日教育委員会訓第 2 号

平成 28 年 3 月 28 日教育委員会訓第 1 号

平成 30 年 3 月 2 日教育委員会訓第 1 号

令和 2 年 7 月 2 日教育委員会訓第 3 号

令和 3 年 3 月 25 日教育委員会訓第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 19 条の規定により、経済的理由によって就学が困難と認められる児童若しくは生徒又は就学予定者の保護者に対し援助費（以下「就学援助費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第 18 条に規定する学齢児童をいう。
- (2) 生徒 法第 18 条に規定する学齢生徒をいう。
- (3) 就学予定者 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 5 条第 1 項に規定する就学予定者をいう。
- (4) 保護者 法第 16 条に規定する保護者をいう。
- (5) 要保護者 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する者をいう。
- (6) 準要保護者 次条第 2 号又は第 3 号に該当する者をいう。

(支給対象者)

第 3 条 就学援助費の支給対象者は、小学校、中学校若しくは義務教育学校に在学している児童若しくは生徒又は就学予定者の保護者で、本市の区域内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要保護者
- (2) 就学援助費の支給の対象となる年度又は前年度において次のいずれかに

該当する者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定による市町村民税非課税の者

ウ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給を受けている者

- (3) 児童又は生徒の在学する学校の校長（以下「学校長」という。）（就学予定者の保護者にあつては、学校教育課長）又は民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者で、教育長が認めるもの
（就学援助費の額）

第4条 就学援助費の額は、別表の費用の区分に応じ、予算の範囲内において津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

（申請）

第5条 就学援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める給付申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、教育委員会に提出するものとする。

2 前項の規定による提出があつた場合において、教育委員会が必要と認めるときは、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 源泉徴収票、所得・課税証明書その他所得が分かる書類

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

（認定）

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による提出があつたときは、審査の上、就学援助の受給資格の認定（以下「認定」という。）を行うとともに、その結果を申請者及び学校長に対して通知する。

2 教育委員会は、前項の認定のため必要があると認めるときは、社会福祉事務所長及び民生委員の助言を求めることができる。

（認定期間）

第7条 認定は、原則として年度単位で行うものとする。この場合において、年度途中に申請書の提出があつたときは、申請書を受け付けた日の属する月の翌月の初日（申請書を受け付けた日が月の初日であるときは、その日）から効力を生ずるものとする。

（認定の取消し）

第8条 年度途中において、世帯の経済状況の好転等による辞退又は市外への

転学等により就学援助費の支給を必要としなくなったと認めるときは、認定を取り消すものとする。

- 2 学校長は、就学援助費の支給を取り消す必要があると認めるときは、その旨を速やかに教育委員会に報告するものとする。

(支給方法等)

第9条 就学援助費の支給は、原則として認定を受けた児童若しくは生徒又は就学予定者の保護者（以下「認定者」という。）が指定する金融機関の預金口座（以下「口座」という。）に振り込むものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、就学援助費のうち、学校給食費の支給については、認定者から当該学校給食費に関する請求及び受領の委任を受けた学校長が指定する口座に振り込むものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、就学援助費のうち、医療費の支給については、医療機関からの請求に基づき、本市が当該医療機関に直接支払うものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、教育委員会は、就学援助費を認定者が指定する口座に振り込むことにより児童又は生徒の就学に支障が生じると認めるときは、認定者から就学援助費に関する請求及び受領の委任を受けた学校長が指定する口座に振り込むものとする。この場合において、学校長は認定者に代わり就学援助費を第4条に規定する学用品等の経費に充当するものとする。

- 5 就学援助費を支給する時期は、教育長が別に定める。

(個人別支給明細書)

第10条 学校長は、毎年度末に就学援助費個人別支給明細書を教育委員会へ提出し、その確認を受けるものとする。

(関係書類の整理保存など)

第11条 学校長は、就学援助費の支給に伴う関係書類を整理し、保存しておくものとする。

(委任)

第12条 その他必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月27日教育委員会訓第46号）

この訓は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年4月17日教育委員会訓第2号）

この訓は、平成21年4月20日から施行する。

附 則（平成２８年３月２８日教育委員会訓第１号）

この訓は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月２日教育委員会訓第１号）

この訓は、平成３０年３月５日から施行し、改正後の津市就学援助費支給要綱の規定は、平成２９年９月２９日から適用する。

附 則（令和２年７月２日教育委員会訓第３号）

この訓は、令和２年７月２日から施行する。

附 則（令和３年３月２５日教育委員会訓第１号）

この訓は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

費用の区分	支給対象者
学用品費・通学用品費	準要保護者
学校給食費	準要保護者
新入学用品費等（新たに１学年に入学した場合に限る。）	準要保護者
新入学用品準備金（次年度に就学予定の場合に限る。）	準要保護者
校外活動費	準要保護者
オンライン学習通信費	準要保護者
修学旅行費	要保護者及び 準要保護者
医療費（学校保健安全法施行令（昭和３３年政令第１７４号）第８条各号に規定する疾病に係るものに限る。）	要保護者及び 準要保護者

備考

- 1 新入学用品準備金を支給する場合は、次年度の新入学用品費等の支給は行わないものとする。
- 2 宿泊を伴う校外活動費を要保護者に支給する場合は、生活保護法第１２条に規定する生活扶助及び同法第１３条に規定する教育扶助を受けていない場合に支給対象とするものとし、支給する場合は健康福祉部援護課と協議して行うものとする。
- 3 地震、水害、火災その他の災害又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第８項に規定する指定感染症により、学校の長期臨時休業等が行われることに伴い、給食が実施されなかった場合の学校給食費の取扱いについては、教育委員会が別に定める。